司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

(司法書士法の一部改正)

第一 条 司法書士法 (昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条・」を「第七十一条の二―」に改める。

第一条を次のように改める。

(司法書士の使命)

第一 条 司 法 書 士 は、 この 法律の定めるところによりその業務とする登記、 供託、 訴 訟そ の他 の法 律 -事務

 \mathcal{O} 専門家として、 国民 の権利を擁護し、 もつて自由 かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

第二十二条第二項中「 (第四号」を (同項第四号) に改め、 同項第二号中 「第五章」を「次章」 に改

め、「共同して」を削る。

第三十二条第一項中「共同して」を削る。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

七 社員の欠亡

第四 干 四条第二項を削り、 同条第三項中 「 第 一 項第三号」を「前項第三号」に改め、 同項を同条第二項

とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条の四を第四十四条の五とし、 第四十四条の三を第四十四条の四とし、 第四十四条の二を第四

十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

(司法書士法人の継続)

第 四 + 匹 条 *の* 司 法 書 士 法 人の清算 人は、 社員 \mathcal{O} 死亡により前 条第一項第七号に該当するに至 一つた 場合

に 限 り、 当 該 社 員 \mathcal{O} 相 続 人 (第 匹 十六条第三 項 に お 1 7 準 用する会社法第六百 七 十五五 条 に お 1 7 潍 用 す

る 同法 第六 百 八条第 五 項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者) 0

同

意を得て、 新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができる。

第四十六条の見出 しを (司法書士に関する規定等の準用) に改め、 同条第 項 中 「第二条」を「第

第二条」 に改 め、 同 [条第三] 項中 「若しくは第六号又は第二項」 を っか ら第七号まで」 に改める。

第 四 十 七 条中 「その 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 を管轄する法 務局 又 は 地 方法 務 局 \mathcal{O} 長」 を 法 務 大 臣 に 改 8

第四 十八条第一項中 「その主たる事 務所の 所在 地 を管轄する法務 局 又は 地 方法 務局 0 長」 を 法 1務大臣

」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による処分の手続に付された司法書士法人は、 清算が結了した後においても、 この章の規

定 の適 用については、 当該手続が結了するまで、 なお存続するものとみなす。

第四十九条第一 項 中 当 該司法書士又は当該 司法書士法 人の 事 務 所 \mathcal{O} 所在 地を管轄する法務局又は地方

法務! 局 \mathcal{O} 長」 を 法 務大臣」 に改 め、 同条第二項中 同 項 \mathcal{O} 法 務 局 又 は地地 方 |法務| 局 \mathcal{O} 長 を 法 務 大 臣

に . 改 め、 同 条 第三 項 中 法 務 局又 には 地 方 法務 局 \mathcal{O} 長」 を 法 務 大臣」 に、 第四 + -七条第 二号又 は 前 条第

項第二号若しくは第二項第二号 <u>の</u> を 「第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一 項 第 一 号若しく

は第二号に掲げる」に改める。

第五十条中 「法務局又は地方法務局の長」を「法務大臣」に、 「第四十七条第二号又は第三号」を「第

四十七条各号」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

(除斥期間)

第五 十十条 の 二 懲戒の事 由があつたときから七年を経過したときは、 第四十七条又は第四十八条第 一項の

規定による処分の手続を開始することができない。

第五十一条中 「法務局又は地方法務局の長」を「法務大臣」に、 「第四十八条」を「第四十八条第一項

に改める。

第六十条の見出し中 「法務局等の長」を「法務大臣」 に改め、 同条中 「その司法書士会の事務所の 所在

地を管轄する法務局又は地方法務局 \mathcal{O} 長」 を 「法務大臣」に改める。

第七 一条中 第四 十八条」 を 「第四 十八条第一項」に改 め、 同 条に後段として次のように加える。

こ の 場合におい て、 第四十二 八条第 項、 第四十 九 条第一 項 から 第三項まで及び 第五十 一条中 法 務大

臣」とあるのは、 「第六十九条の二第一項に規定する法務局又は 地方法務局の長」 と読み替えるものと

する。

第十章中第七十二条の前に次の一条を加える。

権限 (の委任)

第七十一条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、 法務省令で定めるところにより、 法務局又は地

方法務局の長に委任することができる。

(土地家屋調査士法の一部改正)

土地家屋調 査士法 (昭和二十五年法律第二百二十八号) の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条・」を「第六十六条の二―」に改める。

第一条を次のように改める。

(土地家屋調査士の使命)

第 条 土地 家 屋 調 査 士 (以 下 「調査士」 という。) は、 不動 産 の表示に関 する登記及び 土 地 の筆界

動 産 登 記 法 平 成十六年法律第百二十三号) 第百二十三条第一号に 規定す る筆界をいう。 第三 条 第 項

第七号及び第二十五条第二項において同じ。)を明らかにする業務の専門家として、 不動 産に関する権

利 . の 明 確化に寄与し、 もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

第二条中 「土地家屋調査士 (以下「調査士」という。 _ を 調 査士」に改める。

第三条第 項第四号中 \neg (平成十六年法律第百二十三号) 」 を削 り、 同項 第七号中 「(不動産登記法第

百二十三条第一号に 規定する筆 界 をいう。 第二十五条第二項において同じ。 を削る。

第二十六条及び第三十一条第一項中「共同して」を削る。

第三十九条第一項に次の一号を加える。

七 社員の欠亡

第三十九条第二項を削り、 同条第三項中 「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、 同項を同条第二項

とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十 -九条 か の 四 を第三十 九条の五とし、 第三十九条の三を第三十九条の四とし、 第三十九条の二を第三

十九条の三とし、第三十九条の次に次の一条を加える。

(調査士法人の継続)

第三十九条の二 調査士 法人の清算人は、 社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に

限 り、 当該社員 の相続 人 (第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十五条におい て準 用 する

同 法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められてい る場合にはその者) 0) 同 意

を得て、 新たに社員を加入させて調 流 査 士 法 人を継続することができる。

第四十 条 \mathcal{O} 見出 しを \neg (調 查 士 に 関 する規定等 の準用)」 に改 め、 同 · 条 第 一 項中 「第二条」を「第

条、 第二条」 に改め、 同条第三項中 「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

第四十二条中 「その事務所の所在地を管轄する法務局又は 地方法務局の長」を 「法務大臣」に改め る。 。

第四 十三条第一項中 「その主たる事 務 所の 所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」 を 「法務大臣

に 改 め、 同条第二 項を次のように改める。

2 前 項 \mathcal{O} 規定による処分の 手 続 に付され た , 調 査士 法人は、 清算 が 結了した後にお į١ ・ても、 この 章 \mathcal{O} 規 定

 \mathcal{O} 適 用 に 0 ۲ ر て は 当該 手続 が 結了するまで、 な お · 存 続 するも \mathcal{O} とみなす。

第 兀 + 匹 条 第 項 中 当 該 調 査 士 又 は 当 該 調 査 士 法 人 \mathcal{O} 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 を 管轄、 する法務 局 又 は 地 方 法 務

局

 \mathcal{O}

長」

を

法

務

大臣」

に

改

め、

同

条

第

項

中

同

項

 \mathcal{O}

法

務

局

又

は

地

方法

務

局

 \mathcal{O} 長」

を

法

務

大

臣

に

改

め、 同 条第三 一項中 「法務」 涓又は 地 方法 務局 0 長」 を 「法務大臣」に、 「第四 十二条第二号又は 前 条 第 項

第二号若しくは第二項第二号の」 を 「第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第 一号若、 しくは第

二号に掲げる」 に改 め á.

第四 十五 条中 「法 務 局 又は 地 方 法務局 の長」 を 「法務大臣」 に、 「第四十二条第二号又は第三号」を

第四 十二条各号」 に 改 \Diamond る。

第四 十五 条の・ 次に · 次 0 条を加える。

(除斥期間)

第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、 第四十二条又は第四十三条第一項

の規定による処分の手続を開始することができない。

第四十六条中 「法務局又は地方法務局の長」 を「法務大臣」に、 「第四十三条」を「第四十三条第一項

」に改める。

第五 十五条の見出 し中 「法務局等の長」 を 「法務大臣」 に改め、 同条中 「その調査士会の事 務所 \mathcal{O} 所在

地を管轄する法務局 文は 地方法務局の長」 を 「法務大臣」 に改め る。

第六十五条中 「第四十三条」を 「第四十三条第一項」に改め、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、 第四十三条第一項、 第四十四条第一項から第三項まで及び第四十六条中 「法務大

臣」とあるのは、 「第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長」と読み替えるものと

する。

第十章中第六十七条の前に次の一条を加える。

(権限の委任)

第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣の権 限は、 法務省令で定めるところにより、 法務局又は地

方法務局の長に委任することができる。

附則

(施行期日)

第一 条 この 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日か たら起算が ĺ て — 年六月を超えない範 囲内に お いて政令で定める日 から施行す

る。 ただし、 附 則 第 + 条 \mathcal{O} 規定 は 公 布 \mathcal{O} 日 か ら施 行する。

司 法 書 士 法 人 \mathcal{O} 継 続 に 関 する 経 過 措 置

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施行の 日 (以 下 施施 行日」という。) 前に第一条の 規定による改正 前 の 司 法 書士法 以

下 旧 司 法 書 士 法 という。 第四十四条第二項の規定により解 散 L た 司 法書士 法 人は、 施行 日以 後その

清算 が 結了するまで (解散した後三年以内に限る。) の間 に、 その社 員が 当 該 言 法 書士 法 人を 継 続 する旨

を、 その 主たる事 務 所 \mathcal{O} 所 在地 を管轄す 、る法務! 局又 八は地・ 方法 一務局 \mathcal{O} 管 轄区 域 内に設立され た 司 法書士会及

び 日 本 司 法 書 士会連合会に <u>.</u>届 け 出 ることに により、 当 該 司 法 書士 法 人を継続することができる。

(清算結了後の司法書士法人の懲戒に関する経過措置

第三条 第一 条 の規定による改正 後 \mathcal{O} 司 法 書士 法 (以 下 「新司 法書· 士 法」という。) 第四 十八条第二項 \mathcal{O} 規

定は、 施 行 日 以 後 に 同 条 第 項 0) 規定に よる処 分の 手続 に付され た司 法書士 法人に つい て 適 用 する。

(司 法 書 士 又 は 司 法 :書士: 法人の 懲 戒の 手 続 に 関する 経 過 措 置

第四 条 新 司 法 書 士 法 第四 + -九条第1 三項 (新 司 法 書 士 法 第 兀 十七 条第 号及び 第四十八条第 一項 第 号に掲

げ る 処 分 に 係 る部 分に 限 る。 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 行 政 手 続 法 平 成 五. 年 法 律 第八 + -八号) 第 十三条

第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る意 見 陳 述 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 手 続 を 開 始 す る処 分に 0 1 て 適 用 す Ź.

2 新 司 法 書 士 法 第 五. 十 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 は 施行 日 以 後 に 行 政 手 続 法 第十三条 第 項 \mathcal{O} 規定による意見陳 述 \mathcal{O}

ための手続を開始する処分について適用する。

第 五. 条 司 法 書 士 又 は 司 法 書士 法 人の 懲 戒 \mathcal{O} 手 続 に関 Ļ 施 %行日前. 12 旧司法 書士 法 又はこれに基づく命 令 \mathcal{O}

規 定に ょ り 法 務 局 又は 地方法務 局 \mathcal{O} 長 が L た処分、 手続 その 他 \mathcal{O} 行 為 は、 施 行 日 以 後は、 新司 法 書 士 法又

はこ、 れ に . 基 づ < 命 令 \mathcal{O} 相 当 規定 に ょ ŋ 法 務 大 臣 が L た処 分、 手 続 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 為とみ なす。

2 司 法 書 士 又 は 司 法 書 士 法 人 \mathcal{O} 懲 戒 \mathcal{O} 手 続 に 関 Ļ この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 司 法 書士 法 又 は れ に 基づ

< 命 令 \mathcal{O} 規定 に ょ り 法 務 局 又 は 地 方法 務 局 \mathcal{O} 長 に対 してされ 7 7 る 通 知 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 1為は、 施 行 日 以 後は

新 司 司 法 法 書 書 \pm 士 又 法 は 又は 司 これ 法 書 士 に基づく命令の 法 人の 懲 戒 \mathcal{O} 相 手 続 当規定によ に 関 Ĺ らり法 施 行 務 日 大臣 前 に 旧 に 司 対してされ 法 書士 法 , た 通 又はこ 知その れ に基 他 づ の行為とみなす。 < 命 令 0 規 定

3

に ょ ŋ 法 務局 又 は 地 方法 務局 \mathcal{O} 長 に対 L て報告その 他 \mathcal{O} 手 ,続 をし なけ ħ ば ならな 1 とされ てい る 事 項

施 行 日 前 にそ \mathcal{O} 手 続 が され てい な 1 ŧ \mathcal{O} に つ ١ ر て は、 施 行 日 以後 は これ を、 新 司 法 書 士 法又 は これ に 基

続 づく が さ 命 れ 令 7 \mathcal{O} 1 相 当 な 規 1 定 ŧ に \mathcal{O} とみ ょ ŋ 法 な 務 L て、 大 臣 当 12 該 対 L 相 当 7 そ 規 \mathcal{O} 定 手 を 続 適 用 を す L る。 な け れ ば な らな 7 とされ · た 事 項 に 0 1 て

そ

 \mathcal{O}

手

主 地 家 屋 調 査 士 法 人 \mathcal{O} 継 続 に 関 す Ź 経 過 措 置

第六 条 施 行 日 前 に 第二条 \mathcal{O} 規定 に よる 改 正 前 \mathcal{O} 土 地 家 屋 調 査 士法 (以 下 旧 土 地 家 ^次屋調· 查 士法」 という。

第 三十 九 条第二 項 \mathcal{O} 規定によ り 解散 L た 土 地 家 屋 調 査 士 法 人は、 施 行 日 以 後そ 0 清算が 結了 するまで

解 散 した 後三 年 以 内 に限 る。 0) 間 に、 その 社 員 が *当該 土 地 家 屋 調 査 士 法 人 を継 続 する旨 を、 そ \mathcal{O} 主 たる

事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 を 管 轄 す る法 務 局 又は 地 方法 務 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 内 に 設 <u>T</u> され た 土 地 家 屋 調 查 士会及び 日 本土

地 家 屋 調 査 士 会 連合会 に 届 け 出ることに ょ ŋ 当該 土 地 家 屋 調 査 士 法 .人を: 継 続することができる。

清 算 結 了 後 \mathcal{O} 土 地 家 屋 調 査 士 法 人の 懲 戒 に 関 する 経 過 措 置

第七 条 第二条 の規定による改正 後の 土 地 家屋 調 査 士 法 (以 下 新 土 一地家屋 調 査士 法」という。) 第 匹 十三

条第 項 \mathcal{O} 規定 は 施 行 日 以後 に 同 条第 項 \mathcal{O} 規定に よる処は 分分 \mathcal{O} 手続 に付け され た土 地 家屋 調 査 士 法 人につ

いて適用する。

主 地 家 屋 調 査 士 又は 土 地 家 屋 調 査士 法 人の 懲 戒 \mathcal{O} 手続 に関する 経 過 措 置

第 八 条 新 土 地 家 屋 調 査 士 法 第 兀 + 兀 条第 項 (新 土 地 家 屋 調 査 士 法 第 几 + 一条第 号及 び 第四 十三条第

項 第 号 に 掲 げ る 処 分 に 係 る 部 分 に 限 る。 \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後 に 行 政 手 続 法 第 十三 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に

ょ る 意 見 陳 述 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 手 続 を開 始 す Ś 処 分に 0 1 7 適 用 す Ź。

2 新 土 地 家 屋 調 査 士 法第 匝 + 五. 条 の 二 0) 規定 は、 施 行 日 以 後 に行 政手 続法第十三条第一 項 0 規定に、 ょ る意

見 陳 述 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 手 続 を開 始 ずる 処分に つ 7 7 適 用 す Ź。

第九 条 土 地 家 屋 調 査 士 又 は土地・ 家 屋 調 査 士 法 人 \mathcal{O} 懲 戒 \mathcal{O} 手 ,続 に関 施 行 日前 に 旧 土地 家 產 調 査 士 法 又 は

れ に . 基 ゴづく 命 令 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 法 務 局 又 は 地 方 法 務 局 \mathcal{O} 長 が した !処分、 手 続 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 為 は、 施 行 日 以 後

は、 新 土 地 家 屋 調 査 士 法 又はこれに基づく命令 \mathcal{O} 相 当 規 定 に ょ り 法 務 大 臣 が L た処分、 手 , 続 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 為

とみなす。

土

地家

屋

調

査

は、 士 法 施 又はこれに基づく命令の規定により法務局 行 日 以後は、 新 土 地 家屋 調 査士法又はこれに基づく命令の 又は 地 方 法 路局 の長に 相当規定により法務大臣 対してされ てい る通 に対 知そ してされ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 た 為

通知その他の行為とみなす。

3 家屋 され に 基 土 調 て づ 地 査 < 1 家 士 る 命 屋 法 令 調 事 又は 査 項 \mathcal{O} で、 規 士 _ 定 又 れ 施 は に 行 ょ に基づく命 土 り 日 地 家 法 前 務 屋 に そ 局 調 令の 査 又 \mathcal{O} は 手 士 相 続 地 法 当規定は 人の が 方 さ 法 懲 れ 務 に 戒 て 局 ょ \mathcal{O} 1 \mathcal{O} ŋ 手続 な 長 法 1 に 務 ŧ 対 に 大臣 . 関 \mathcal{O} L に て Ļ 報告そ に 0 対してその 施 1 行 て は、 日 \mathcal{O} 他 前 施 に \mathcal{O} 手続をし 行 手 旧 続 土 日 以 を 地 家屋 後 L なけ な は、 け 調 これ 査 れ れ ばならな ば 士 を、 法 な 又 5 はこれ 新 な 土 1 لح لح 地

(政令への委任)

され

た事

項に

つい

てその手続がされ

てい

ない

ŧ

のとみなして、

当

該

相当規定を適用する。

第十条 附 則第二条 から前に 条までに規定するもののほ か、 ک の法律 の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

定める。